

補助金の交付状況に係る調書【平成29年度交付分】

補助金の名称		犬山市集会所等建築費補助金		市の担当部課	市民部地域安全課		
				問い合わせ先	0568-44-0346		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		善師野台町内会 はじめ6団体		代表者名	各町内会長		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市集会所等建築費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成元年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		補助金を利用して町内会等が所有する集会所等を整備することで、地域の活動基盤を強化し、地域活動の活性化を図る。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度予算		
		2,571,000 円	15,354,000 円	4,601,000 円	1,608,000 円		
		(2,571,000 円)	(15,354,000 円)	(4,601,000 円)	(1,608,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		町内会等による団体が、集会所の修理を行った。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		11,152,052 円			
		うち補助対象経費		11,152,052 円			
		補助対象経費の内訳		善師野台	修理 工事費	1,200,000 円	
				入鹿	修理 工事費	2,648,160 円	
				長者町自治会	修理 工事費	1,440,000 円	
				寺洞	修理 工事費	3,300,000 円	
				上切	修理 工事費	1,565,892 円	
余坂	修理 工事費			998,000 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		新築、改築・・・事業費の1/3 修理・・・・・・・事業費の1/2			
		補助限度額		新築、改築・・・上限500万円 修理・・・・・・・上限100万円			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	事業完了後に支払うため		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		地域の活動基盤が強化され、活動が活発となった。					
その他参考事項		平成28年度より、補助額を次のとおり引き上げた。 修理:事業費の1/5→事業費の1/2(上限変更なし) 新築、改築:100万円(又は170万円)+世帯数*5000円(上限事業費の1/5)→事業費の1/3(上限500万円)					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—	

※平成29年度の実績に基づき作成しています。